

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	子ども子育て支援関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上三川町は、子ども子育て支援関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

子ども子育て支援に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

上三川町長

公表日

令和2年6月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども子育て支援関係事務
②事務の概要	子ども子育て支援法及び児童福祉法や学校教育法など関連法に則り、幼稚園や保育所等に入園する児童情報の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料等算定に必要な各種情報の照会 申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。
③システムの名称	子ども子育て支援システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)
2. 特定個人情報ファイル名	
給付認定情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第8、94項 並びに内閣府・総務省令第8、第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【別表第二における情報照会の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の第13、116 項 並びに内閣府・総務省令第10条の3、59条の2 【別表第二における情報提供の根拠】 なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭課
②所属長の役職名	子ども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	子ども家庭課 〒329-0696 栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども家庭課 〒329-0696 栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月18日	IIしきい値判断項目 1. 評価対象の事務の対象人数	1,000人以上1万人未満	1,000人未満	事後	
平成28年3月18日	IIIしきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	事後	
平成30年3月30日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	子ども子育て支援法及び児童福祉法や学校教育法など関連法に則り、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料算定に必要な各種情報の照会	子ども子育て支援法及び児童福祉法や学校教育法など関連法に則り、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料算定に必要な各種情報の照会 申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。	事後	平成30年3月12日より、電子申請機能での受領を開始したため。
平成30年3月30日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	子ども子育て支援システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	子ども子育て支援システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)	事後	平成30年3月12日より、電子申請機能での受領を開始したため。
平成30年3月30日	4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第8、94項並びに内閣府・総務省令第8条	番号法第9条第1項、別表第一の第8、94項並びに内閣府・総務省令第8、68条	事後	
令和1年6月30日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	対象人数が1,000人未満のため評価の実施が義務づけられない。	子ども子育て支援に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関する契約に含めることで万全を期している。	事前	幼児教育・保育の無償化実施に伴う変更
令和1年6月30日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	子ども子育て支援法及び児童福祉法や学校教育法など関連法に則り、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料算定に必要な各種情報の照会 申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。	子ども子育て支援法及び児童福祉法や学校教育法など関連法に則り、幼稚園や保育所等に入園する児童情報の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料等算定に必要な各種情報の照会 申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。	事前	幼児教育・保育の無償化実施に伴う変更
令和1年6月30日	I. 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	支給認定情報ファイル 宛名情報ファイル	給付認定情報ファイル 宛名情報ファイル	事前	幼児教育・保育の無償化実施に伴う変更
令和1年6月30日	I. 関連情報 5評価実施期間における担当部署①部署	福祉課	子ども家庭課	事後	機構改革に伴う変更
令和1年6月30日	I. 関連情報 5評価実施期間における担当部署②所属長	福祉課長 田中 進壽	子ども家庭課長	事後	機構改革に伴う変更
令和1年6月30日	I. 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	福祉課 〒329-0696 栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地	子ども家庭課 〒329-0696 栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地	事後	機構改革に伴う変更
令和1年6月30日	I. 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問い合わせ	福祉課 〒329-0696 栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地	子ども家庭課 〒329-0696 栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地	事後	機構改革に伴う変更
令和1年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 (いつ時点の計数か)	1,000人未満(任意実施) 平成28年2月29日時点	1,000人以上1万人未満 令和元年10月1日時点	事前	幼児教育・保育の無償化実施に伴う変更
令和1年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 (いつ時点の計数か)	平成27年1月13日時点	平成31年4月1日時点	事後	機構改革に伴う変更
令和1年6月30日	IIIしきい値判断結果	特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事前	
令和1年6月30日	IV リスク対策	なし	様式追加	事後	
令和2年6月3日	I. 関連情報 4. ②法令上の根拠	【別表第二における情報照会の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の第13、116項 【別表第二における情報提供の根拠】 なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない	【別表第二における情報照会の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の第13、116項 並びに内閣府・総務省令第10条の3、59条の2 【別表第二における情報提供の根拠】 なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない	事後	